

ロボカップジュニアジャパン関東ブロック運営委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ロボカップジュニアジャパン関東ブロック運営委員会と称する。

第2章 目的および活動

(目的)

第2条 本会の目的は、公平公正であり教育的観点を大切にしたロボカップジュニア関東ブロック大会の運営、関東圏内においてロボカップジュニアの活動を通じて「ものづくりを中心とした科学技術教育」と「チームによるプロジェクト学習」の実践と普及を図るものとする。

(活動)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、関東圏内において以下の活動を行う。

- (1) ロボカップジュニア関東ブロック大会の運営
- (2) 予選会(以下「ノード」と呼ぶ)の運営サポート
- (3) ロボカップジュニア関連情報の提供
- (4) ロボカップジュニアの審判の育成、指導
- (5) ロボカップジュニアおよび科学教育の指導者育成
- (6) ロボカップジュニアおよび科学教育の講習会運営
- (7) ロボカップジュニアおよび科学教育の教育コンテンツ開発、提供
- (8) ロボカップジュニアおよび科学教育の教材開発、提供

第3章 組織および運営

(組織)

第4条 本会は、執行部とワーキンググループ、正会員から構成される。

2.執行部は、本会の運営に関する最高意思決定機関とし、役員と各ノードの代表者で構成される。

3.ワーキンググループは、特定の分野、目的の必要に応じて設置され、本会の目的を達成するための具体的業務を分担し実質的な活動の中心となる。

(役員)

第5条 本会には、委員長1名、副委員長1名、会計担当1名、広報担当1名、事務担当1名、渉外担当1名をおく。

2.委員長は、本会のすべての活動を統括し、対外的に本会を代表する。

3.副委員長は、委員長の補佐、代行を行う。

4.会計担当は、本会の出納、会計管理を行う。

5.広報担当は、本会に係る情報の収集、発信、管理を行う。

6.事務担当は、会計と広報を除く事務一般を行う。

7.渉外担当は、賛助会員、スポンサーの募集、交渉を行う。

(役員を選出と任期)

第6条 役員は、年度総会において正会員の中から選出される。

第7条 役員は任期は1年とし、総会終了翌日より次年度総会終了日までとする。但し、再選は妨げない。

(ノード代表者)

第8条 ノード代表者は、ノードの運営を統括し、本会執行部に参加する。

2. ノード代表者は、ノード大会の運営を行い、本会との連絡役を果たす。

3. ノード代表者はノードの活動に関して、関東ブロック運営委員会もしくは執行部に会計を含む一般的な報告を行う。

4. ノード代表者は、ノード運営組織に委員長1名、副委員長1名、会計担当1名、広報担当1名、事務担当1名をおく。但し、兼任は妨げない。

(運営)

第9条 総会は年一回開催し、開催地、会場、期日、運営に関しては、委員長一任とする。

第10条 例会は年数回開催し、その運営は委員長に一任する。

第11条 執行部役員、ノード代表者、会員相互の連絡は電子メールを基本とする。

第12条 執行部は、本会の目的ならびに会員への情報提供、情報交換のためにホームページを開設運営する。

第4章 会員

(会員)

第13条 本会の目的に賛同している者であれば、本会への意思表示をもって、原則としてだれでも本会の会員になれるものとする。

第14条 会員は、正会員、ジュニア会員、賛助会員の3種とする。

2. 正会員は、本会の目的に賛同し実質的な活動に参加する18歳以上の個人とする。

3. ジュニア会員は、ロボカップジュニアにおけるプライマリ、セカンダリの年齢区分に相当し、ロボカップジュニアの大会に参加を希望する、もしくは興味を持つ個人とする。

4. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、活動のための経済的援助を行う法人、団体、個人とする。

(会費)

第15条 会費は正会員、ジュニア会員、賛助会員により異なり、その年額は別に定める。

(休会、退会と除名)

第16条 会員は、本会への意思表示をもって休会、退会ができるものとする。

2. 本会の活動を著しく妨げる等の迷惑行為を行う会員については、執行部の決定により、これを本会より除名することができる。

第5章 会計

(会計)

第17条 本会の運営に関わる経費は、会費その他の収入をもって支弁する。

第18条 会計担当は、年一回会計報告をし、総会の承認を得なければならない。

第19条 本会の会計年度は、毎年 9 月 1 日から 8 月 31 日までとする。

第 6 章 会則の変更および雑則

(会則の変更)

第20条 本会則を変更する場合は、総会を行い決議する。

(雑則)

第21条 本会則に定める以外に本会に必要な事項は、執行部の決定により別途これを定める。

付則 この会則は 2004 年 9 月 1 日から施行する。

この会則は 2016 年 9 月 19 日から施行する。